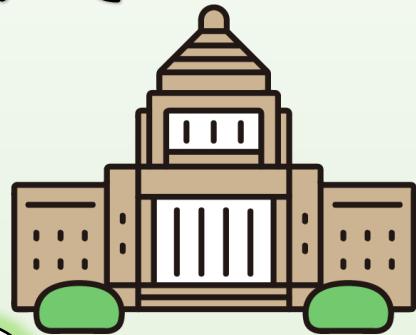


# 子どもの権利について



1989年国連総会で採択  
1994年 日本も批准



## 児童の権利に関する条約

子どもの権利条約 | 日本ユニセフ協会  
(unicef.or.jp)



1989年に国連総会で、子どもの権利について規定した国際条約である「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、日本も1994年に批准しました。

この条約の考え方を基本に、2023年には「こども基本法」が施行され、同年4月には、「こどもまんなか社会」の実現にむけて、こども家庭庁が発足しました。

## こども基本法

2023年4月施行

## 児童の権利に関する条約4つの一般原則

### 差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

### 子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

### 生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### 子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

# 山ノ内町こども基本条例を 制定します

国際条約や法律があるのに、なぜ町で条例を定める必要があるの？



これまで、当町はESD（持続可能な開発のための教育）をはじめ、一人ひとりの多様性を大切に、地域ぐるみでこどもたちを守り育てるまちづくりを進めてきています。しかしながら、これら事業や計画には法的拘束力はありません。

これに対して「条例」は町にとって基本となる「法」であり、こども施策の法的根拠となるとともに、行政や町民等に対して法的拘束力を持つこととなります。

町長が交代しても、担当部署の職員が替わっても、条例に規定されたことは、ぶれることなく将来にわたって継続されることとなります。

山ノ内町に住む全てのこどもが、生まれたときから権利の主体として尊重され、幸せに、健全に育つことを目指し、こどもの「最善の利益を尊重する」指針となる「理念条例」として「山ノ内町こども基本条例」を制定しようとするものです。

## 条例の基本理念



- ★ 一人ひとりのこどもを権利の全面的主体として尊重すること。
- ★ 一人ひとりのこどもの最善の利益を第一に考えること。
- ★ 一人ひとりのこどもの多様性に寄り添うこと。
- ★ 子育てしやすいまちづくりに地域全体で取り組むこと。



こどもの最善の利益って？

「こどもの最善の利益」は、「児童の権利に関する条約」のこどもの権利のひとつでもあります、**本条例の最も重要な基本原則**として、あえて基本理念で規定しています。



こどもの最善の利益とは、こどもに関係することがらを決めるときに、「こどもにとって最もよいこと」とは何かを考えることをいいます。

「こどもにとって最もよいこと」とは、必ずしも現時点でこども自身が望むことのみとは限らず、将来的な視点も含め、そのこどもがよりよく育つために必要なことをいいます。例えば、こどもには法律で飲酒や喫煙をしてはいけない「義務」が課せられています。これは、一見「義務」を課しているだけのように見えますが、飲酒や喫煙が、こどもの成長・発達に悪影響があるため、「こどもが健康に有害なことから保護される権利」を守るために、大人がこどもを守る義務を果たしているともいえます。



一方で、「こどもは大人の言うことを聞いていい」などの考え方を押し付け、こどもが望んでいないことをさせるのは、こどもの権利を尊重しているとは言えません。

このように、こどもの権利を保障し、子育て支援を行うには、「こどもの最善の利益」とは何かを常に大人の社会全体で考え、取り組む必要があることを示しています。

# 子どもの権利について

条例では、児童の権利に関する条約に定められている子どもの権利を、子どもに関わる全ての人が尊重することを示しています。子どもの権利条約には、子どもの権利や保護について多くの規定（54条）がありますが、ユニセフや他の先行自治体での分類を参考に当町として下記の4つの権利にまとめています。

## 生きる権利

子どもには、大切な命が守られる権利があり、虐待、暴力、いじめや差別を受けることがあってはならない。

## 育つ権利

子どもには、持って生まれた能力を十分に伸ばし發揮するために、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障され、保護者及び町民に愛され支えられながら、自分らしく育つ権利がある。

## 守られる権利

子どもには、幸せが奪われるような出来事から守られ、安全な環境で安心して過ごす権利がある。

## 参加する権利

子どもには、自分の意見を自由に表し、様々な活動に参加する権利がある。

## 子どもにやさしいまちづくりを目指して



\*子どもの権利について理解を深め、その権利が守られるよう努めます。  
\*子どもが愛され、守られている実感に包まれ、家庭が居心地がよい場所となるよう努めます。



## 企業や地域の人々

\*子どもの権利について理解を深め、地域全体で子どもを見守ります。

\*子育て家庭を地域ぐるみで支援します。



## 子ども



## 町行政

\*子どもの権利を保障するための施策を推進します。  
\*子どもの意見を聴き尊重します  
\*子どもの権利について広報に努めます。

## 学校や保育園



# 子どもの声に寄り添ってあげてください

国際条約である「児童の権利に関する条約」の考え方は、子どもを単に守ってあげるべき存在というだけでなく、生まれながらにして子ども自身が持っている権利を認め、尊重してあげられるようにすることです。

「子どもは大人の言うことを聞いていい」という大人の考え方を押し付けるのではなく、「なぜ、そう思ったのか」「話してくれてありがとう」といった、子どもの気持ちに寄り添って声を聴いてあげてください。

そして、子どもの意見や要望が「子どもの最善の利益」を考えたときに、間違っていたり、よくない意見だったとしても、いきなり「ダメだよ！！」と否定しないで、まずは受け止めてあげて、気持ちに応えられない場合は、子どもにわかりやすく理由を伝えるようにしましょう。気持ちを受け止めてもらえた子どもの自尊心は高まります。



相談できる場所があります



判断に迷った時や解決できないと感じた時は周りに相談しましょう。  
行政でも色々な相談窓口を設けています。一人で悩まず相談してください。

## 子どもの総合相談窓口 (長野県こども支援センター)

友だちのこと、家族のこと、どんなことでも悩んだときにご相談ください。子どもに関することであれば、大人も相談できます。

☎ 0800-800-8035 (子ども専用 無料)  
☎ 026-225-9330 (大人用)  
月曜日～土曜日 10:00～18:00

## 24時間子どもSOSダイヤル (学校生活相談センター)

いじめ・不登校をはじめとする学校生活に関わる様々な悩みについて、子どもや保護者からの相談に応じています。

☎ 0120-0-78310 (フリーダイヤル)  
24時間受付

## 児童相談所虐待対応窓口 (虐待対応ダイヤル「189」)

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。

☎ 189 (無料)  
24時間受付

## どこに相談していいか わからないときは

【子ども未来課 こども家庭支援係】

☎ 0269-33-1102

【健康福祉課 健康づくり支援係】

☎ 0269-33-3116

月曜日～金曜日 8:30～17:15